

ODA

沖障協だより

沖障協だより 第 19 号 新年号

平成 25 年 12 月 25 日 発行

発行：社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会

編集：特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会

〒904-0003 沖縄市住吉 1 丁目 14 番 29 号

(沖縄市社会福祉センター内)

TEL/FAX 098-938-3480

頒価：1 部 20 円 (会費に含まれています)



新年のあいさつ
特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会
理事長 金城 睦雄

新年あけましておめでとうございませう。皆さまにおかれましても輝かしい新春を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年は当協会の総会やダンスパーティー等の事業運営に多くの会員が参加し、ご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

年末には、県内の生活困窮者、ワーキングプア等の暗いニュースもありましたが、しかし 2020 年東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定しましたことは、障がい者にとっても大きな朗報であります。東京都は、全駅のエレベーター設置やバリアの解消に努めるといっている。このことは、各県のバリアにも必ずや好影響があるものと期待しています。

招致にあたり、宮城県出身の佐藤真海選手が、I・O・C 総会の最終プレゼンテーションで「国内外から多くのアスリートたちが被災地に足を運び多くの子供たちを勇気づけている」スポーツの力が復興を後押しするとの熱い思いを強く訴え外国の I・O・C 委員が、ストーリーが素晴らしかったと絶賛する大役を務めました。県内でも、私達の仲間であります上与那原寛和選手を始め、若いアスリートたちが、次のブラジル大会をめざし頑張っております。きっと多くの県民に勇気と希望を与えてくれることと

臨時総会のお知らせ

新年会と同じ日に臨時総会を開催します。

臨時総会

期日：2014 年 1 月 19 日 (日)

時間：12:00～

場所：沖縄市社会福祉センター

審議事項：定款変更・その他

詳しくは臨時総会のお知らせの

ハガキをご覧ください。

平成26年 新年会

下記の日程で新年会を開催します。

たくさんの会員の皆様にお集まりいただき、華やかな新年会にしていきたいと思っています。

期日：2014 年 1 月 19 日 (日曜日)

時間：11:30 受付

場所：沖縄市社会福祉センター

集会室 (2 階)

会費：1,000 円 (介助者 500 円)

多くの方のご参加を心よりお待ちしております。

期待しています。終わりに、皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げ新年のあいさつとします。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の制定に関する経緯

平成20年3月	市民団体「障害のある人もない人もいのち輝く条例づくりの会」（以下「条例づくりの会」という。）が条例制定に向け活動開始
平成22年10月	県知事二期目公約に障がい者の権利条例の制定が盛り込まれる。
平成23年1月	条例づくりの会として目指す、沖縄県障害者の権利条例案と、条例制定を目的に集められた3万人余りの署名を県知事へ提出
平成23年7月	障害当事者、学識経験者、民間事業者で構成する「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議（以下「障害者県民会議」という。）」を設立
平成23年4月	障害者県民会議が「障害のある人に対する差別と思われる事例集」を公表
平成24年11月	「障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例」の制定に係る意見書が障害者県民会議会長から県知事あて手交
平成24年12月～25年1月	県と障害者県民会議と共催で、県内5圏域でタウンミーティング開催
平成25年2月、7月	市町村の意見聴取
平成25年7月19日～8月19日	パブリックコメント（54人から198件の意見）
平成25年9月18日	9月議会へ条例議案提出
平成25年10月7日	文教厚生委員会において全会一致で原案可決
平成25年10月11日	本会議で原案可決成立
平成25年10月29日	条例公布・一部施行
平成26年4月1日	条例全面施行

総則(第1章)

目的

障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

目的に定める共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策(第4章)

県は、市町村と協力し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する施策を計画的に推進

- 障害福祉サービスの充実
- 雇用の場の拡大
- 教育の充実
- ユニバーサルデザイン(移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン)及びバリアフリー(障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等)化の促進
- 駐車場の確保等
- 住宅環境の整備
- 障害の特性に応じた情報提供
- 差別等をなくすための民間の活動の促進
- ピアカウンセリング(障害のある人同士による相談体制)の充実
- 文化芸術活動等に参加できる環境の整備
- 市町村防災計画に関する情報提供等
- 離島等における障害のある人に対する福祉の充実